

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策（7項目）

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の機能強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で策定された事業計画について、コロナ禍の制限による影響で、市町村事業の取り組みが十分に行われたかどうかを検証するとともに、令和3年度実績で達成されなかった事業については取り組みを強化し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう事業を充実させること。加えて、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を強化すること。

【回答】（まちの活性課）

就職氷河期世代に対し、当該プラットフォームに示されたとおり、大阪府とも連携しながら農業や地場産業等の地域の担い手不足の解消といった地域課題を解決する取り組みを通じた就労支援策を実施しています。また大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関が実施するオンライン相談サービスや、職業能力開発事業等と連携しながら相談対応を図ってまいります。

<継続>

②地域就労支援事業の強化について

府の主導により「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、コロナ禍において特に影響を受ける就職困難層に寄り添った手厚い事業が展開されるよう、取り組みを強化すること。また、地域で働く女性の後押しができるような施策を講じるとともに、特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充や職業能力開発支援など、総合的な施策を強化させること。

【回答】（まちの活性課）

地域就労支援事業について、既存の「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や「阪南地域労働ネットワーク」に参画し、他市の事例等を参考にしながら、効果的な就労支援施策の実施に向けて取り組んでまいります。また、感染症拡大によって変革が生じている労働市場においても就職に結びつきやすい資格取得を支援するなど、時勢に応じた就労支援や、合同就職面接会等の実施を通じて、地域の需給に応じた労使のマッチング機会を提供し、需給におけるミスマッチの解消と雇用促進に努めます。

<継続>

③障がい者雇用の支援強化について

本年3月より法定雇用率が引き上げられ、対象となる事業主の範囲が「常用労働者43.5人以上」に広がり、確実な対応が求められている。法定雇用率達成に向けた施策の具現化と併せて、本人の意思を尊重した合理的配慮や相談体制を充実させる施策を進めること。また、中小企業における障がい者雇用の推進のため、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援を強化すること。

【回答】（まちの活性課、地域共生推進課）

泉佐野市就労支援フェア・高齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。

また、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。

また、今年度の自立支援協議会就労支援部会にて作成した「就労支援事業所パンフレット」「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進してまいります。

<継続>

(2) 男女共同参画社会の推進に向けて

2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。特に、市民に対し、本プランをアピールするためのリーフレットの作成やホームページ、SNSなどでの情報発信を行い、大阪府の男女共同参画社会実現に向けた方針の理解促進に努めること。

【回答】（人権推進課）

「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」に「女性活躍推進法」を規定する「市町村推進計画」を包含して策定し、市民、事業者・企業、関係団体や関係機関と連携しながら、全庁的に施策を進めております。本行動計画においては、計画推進の指標項目と目標値を設定し、毎年度実施計画及び進捗状況を把握・評価しております。

また、次期計画策定に向け、「泉佐野市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」を実施しました。その結果を踏まえ、泉佐野市男女共同参画審議会等で審議を行い、パブリックコメントも実施の上、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」の策定を行っています。

また、今年度も引き続きコロナ禍の中、例年よりは回数は減っているものの、女性活躍推進に関する講座を実施しました。行動計画に掲げている「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方の周知や「子育て、介護支援の拡充」、「男性にとっての男女共同参画の推進」に向けて親子を対象とした講座や女性の健康保持促進の講座を実施いたしました。

さらに、市役所及び女性センターにおいて女性のための相談事業についても、コロナ感染症対策を行いながら継続して実施し、少しでも女性が安心して生活し、働けるよう支援しているところです。

今後も、引き続き「女性活躍推進法」や「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進に努め、大阪府とも協力し男女共同参画社会の実現に向け理解促進の啓発事業を実施してまいります。

(3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

働き方改革関連法に関して、本年4月より「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用され、「パワハラ防止法」についても努力義務期間を設けたうえで、2022年4月から防止措置が義務化される。中小企業は労務管理が脆弱なこともあり、支援体制を充実・強化すること。

【回答】（まちの活性課）

岸和田市、貝塚市及び大阪府やハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施してまいります。

また、パワハラ防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。

< 継続 >

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要となる基本的な日本語能力を身につけるため、外国人労働者に学習の場の提供や、既に学習支援を実施する NPO・NGO などと連携し、事業を委託するなど予算を検討すること。

加えて、外国人技能実習生や特定技能実習生の受け入れ企業に労働法令等を順守させるとともに、労働や生活に関する相談機能を強化すること。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、分かりやすい日本語を始めとする多言語による最新の情報提供に努めること。

【回答】(まちの活性課)

事業所等が外国人労働者を受け入れるにあたり、安定的かつ持続的な事業活動等に対して必要な支援を行います。具体的には、外国人労働者を受け入れる企業に定着する基盤整備や外国人労働者の学習の場の提供等を目的として、その中核を担う外国就労者受入サポートセンターの活動を支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、外国人労働者にも理解しやすい周知を行ってまいります。

< 継続 >

(4)治療と職業生活の両立に向けて

新型コロナウイルスによる重症化リスクが高いとされる基礎疾患を抱えながら働く者への配慮を含め、治療が必要な疾病を抱える労働者が業務によって悪化させること等がないよう、また、離職することなく安心して働きながら治療することができるよう関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策を広く市民に周知すること。加えて、テレワークの普及等による新たな働き方にも対応した両立支援が実施されるよう検討すること。

【回答】(まちの活性課)

基礎疾患を抱える労働者が、安心して治療をしながら働き続けることができる環境整備に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。

また、テレワーク等の新たな働き方については、国や大阪府等と協力し推進を図ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策 (7 項目)

(1)中小企業・地場産業の支援について

< 継続 >

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材を改善運動のインストラクターとして養成するとともに、「改善インストラクター養成スクール」の開設に向けて関係部局と連携した支援を創設・拡充し、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

【回答】(まちの活性課)

本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。

< 継続 >

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中高生からものづくりに関心が持てるような機会を与えるとともに、中小企業で働く若者が技能五輪に挑戦できるよう、当事者に対する支援を充実させること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を輩出させる中小企業に対して、直接的な助成を行うこと。

【回答】(まちの活性課)

中高生への周知とともに、ものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう周知の強化に努めてまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

コロナ禍による中小・地場企業の経営実態を見極め、中長期にわたる安定的な融資・保証制度を確実に実行するとともに、煩雑な手続きにならないよう、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度を実施すること。さらに、極めて厳しい状況にある中小企業に対しては、給付型の支援や融資枠を拡大するなど資金繰り支援策を検討し、予算措置を大阪府に求めること。

【回答】(まちの活性課)

融資制度につきましては、大阪府や関係機関と連携し、各種の制度融資の情報を市広報紙等活用しながら効果的に周知し利用促進を図ります。また、コロナ禍においては、セーフティネットなどの期間延長や、日本政策金融公庫、大阪府制度融資等の新たな融資メニューの創設等があった場合、迅速な周知に努めてまいります。

また、国や大阪府の行う給付型の支援等を引き続き、多くの事業者に知ってもらうことができるよう周知に努めてまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の本年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と昨年より0.8ポイント上回ったものの、全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で頻繁に起こる自然災害や感染症の拡大により、策定の意向は高まっているものの、引き続き、「BCP策定大阪府スタイル」の積極的な啓発活動に取り組むとともに、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。また、BCP策定に優遇措置を与えるなど、策定率向上に向けた対策を講じること。

【回答】(まちの活性課)

商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続強化支援計画の認定（申請中）を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。

また、BCPの策定によるメリットをより事業者に周知することで、策定率の向上に努めてまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現及び相談体制の強化に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の着実な実行など、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底するとともに、コロナ禍が長期化することを踏まえた相談体制の充実と対面以外での体制を構築すること。

【回答】(まちの活性課)

中小企業の公正取引の確立につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まる

よう周知徹底に努めてまいります。また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。

<継続>

(3) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

【回答】(契約検査課)

公契約条例の制定につきましては、国においてILO94号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民民どおしの契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、公契約条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、公契約のもとで働く労働者の雇用・労働条件を守ることにもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。

<継続>

(4) 地域活性化に向けたふるさと納税の活用について

ふるさと納税は、地域の活性化に向けたさまざまな政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であることから、より一層のアピールを強化するとともに、使途の分野については、市の地域活性化に資する運用となるよう、適切な制度活用を促進すること。

【回答】(行財政管理課)

ふるさと応援寄附金については、民間のポータルサイトの活用に加え、市独自の直接寄附サイトを開設し、幅広く寄附の窓口を開設し、ふるさと納税の促進を図っています。ご要望のありました、市の地域活性化に資する運用につきましては、教育・福祉・地域活性化などに資する施策の財源として、適正かつ有効な活用に取り組んでまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策 (14項目)

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備するとともに、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、新たに策定された「大阪府高齢者計画 2021」の推進へ向け広く市民に示すとともに地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】(地域共生推進課)

第3次地域福祉計画及び地域福祉活動計画における重点取組事項として、包括的支援体制の整備を掲げ、地域包括支援センターの機能強化を柱に、医療・介護の連携や地域支え合い体制の推進など、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるような地域共生社会を目指し取組みを進めてまいります。

<継続>

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年代から毎年受診できるよう制度改定すること。また、AYA世代におけるがん検診の積極的な受診を促すため

の取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進に向け市としての取り組みを強化すること。進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うこと。

【回答】(健康推進課)

市民の特定健診におきましては、15歳以上の国保加入者を対象に国保若年健診を実施しております。乳がん・子宮がん検診につきましては国の指針に基づき、対象年齢や受診間隔を定めておまして、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象に両検診ともに2年に1回の受診をお勧めしております。若い世代からの受診を勧めるため、乳がん検診は40歳の方、子宮がん検診につきましては20歳の方に無料クーポン券郵送による受診勧奨を実施しております。「第3期大阪府がん対策推進計画」の推進を含め、生活習慣病や各種がんを含む多様な疾病の予防・早期発見・早期治療をめざし、健(検)診全般におきまして、広報、予約方法、検診実施方法の工夫を重ねるとともに、泉佐野泉南医師会のご協力を得て、特定健診の結果説明会などを開催しております。

加えて、大阪府内でも早期に取り組んだ健康マイレージ事業により健診受診率の向上に努めており、平成29年からは地域ポイント「さのぼ」を活用して更なる推進を図っております。特定健診、がん検診の受診率向上のための大阪府がとりくむ健活10や大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活アスマイル”についてはチラシの配布とともに今年度はおおさか健活アスマイル”に登録していることを本市、健康マイレージ事業のポイント加算の1項目として取り入れるようにしています。

不特定多数の方への健康情報の提供の機会であるイベントの開催は今年度、新型コロナウイルス感染症の影響等で実施できておりませんが、SNSを活用した取り組みといたしまして、電子母子手帳(さのっ子ナビ)やさの健康ナビなどを用いて健康に関する事業や情報を提供しております。今後も、さの健康ナビによるインターネット予約の導入、母子健康手帳(さのっ子ナビ)を用いたがん検診、乳幼児健診、予防接種等の情報発信を実施し、本市健康増進計画・食育推進計画をふまえ、PDCAサイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいります。

(3)医療提供体制の整備に向けて(★)

<継続>

①医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。安全で質の高い医療・看護を提供するとともに緊急事態を想定した医療人材の確保へ向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

【回答】(健康推進課)

医療ニーズの多様化に加え、質の高い医療提供体制を構築するためには医療従事者の勤務環境の改善を通じ、健康で安心して働くことのできる環境整備を促進することが重要であることから、厚生労働省では各医療機関における勤務環境マネジメントシステムの導入による医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。あわせて都道府県はより医療従事者の定着率を高める必要性が高い医療機関などについては地域の医療関係団体等と連携して、改善策を積極的に助言指導するなどができるようにすべきと考えられています。

こうした取り組みが実効性の高いものになるように、国、都道府県、医療機関の役割分担について議論を行うことが必要とされている段階であり、その動向を注視するとともに、実施に際してはスケールメリットを活かし、大阪府による府内全体での実施が適していると思われ、大阪府へ要望しております。市町村においては、各種事業や研修会等の情報が地域にいきわたるよう広報、周知に努めてまいります。また、医療分野では早くから人材バンクや人材派遣の取組みが進められており、新型コロナ対策においても有効利用されていると思われ、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児を理由に離職した女性医師の復職支援研修など効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、医療分野における地域間格差の解消へ向け地域の医療ニーズや人口構造の変化二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

【回答】（健康推進課）

地域医療構想をふまえ、大阪府主導で検討・実施が図られているところであり、本市としましても大阪府へ要望しております。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。また、介護職場における労働環境の改善へ向け見守りシステムなどのIT導入にかかる費用に対する補助を行うとともに、介護業界と連携しイメージアップへ向けた取り組みを行うこと。

【回答】（介護保険課）

介護の人材確保、職場への定着については重要課題として認識をしており、市長会を通じ国に対し、処遇改善加算での対応ではなく抜本的な改革を要望しております。

また、訪問介護におけるサービス提供責任者への研修としては、市が取り組んでいる介護給付の適正化の中で個別ケースをもとにした指導、助言を行うとともに、2年に一度、サービス提供責任者を対象とした研修会を開催しスキルアップに取り組んでおります。

介護職場における労働環境の改善については、大阪府と協議し、介護職場における業務仕分けや介護ロボット・ICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等のために必要な取り組みについて情報発信や協議を行い、また、先進的な取り組み事例については、介護事業者連絡会等と連携し介護施設等へ周知に努めます。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則した、身近な範囲で一定の水準を確保した実効性ある機能

を發揮できるよう取り組むこと。また、家族の介護や家事に追われ十分な学校生活を送ることができないヤングケアラーを確実に支援するため、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。さらには、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

【回答】(地域共生推進課)

基幹型包括支援センターを柱に、生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。

また、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方に基づき、高齢者への支援だけでなく、育児と介護に同時に直面する世帯(いわゆるダブルケア問題)や、ヤングケアラーなど、従来の縦割りの支援体制では適切な解決策を講じることが難しいケースにもアプローチしてまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。加えて、待機児童の減少へ向けた必要な取り組みの支援を大阪府に求めること。さらには、障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所など保育の質を向上させること

【回答】(子育て支援課)

公立の認定こども園とともに私立の保育園、認定こども園の協力のもと入園定員枠の拡充を図り、今年度を含め数年にわたり待機児童は発生していませんが、潜在的な待機児童は存在しており、対応すべく令和4年度より小規模保育事業を認可し1園が開園予定です。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」では令和4年度に3号認定児において若干の待機児童の発生が見込まれることから、利用定員の弾力化運営により対応し、今後、地域型保育事業の認可の検討も視野に入れ、幼児教育・保育の無償化や働き方改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、引き続き、提供体制の確保に努め、待機児童ゼロを継続及び保育の質の向上に努めてまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる(離職率を下げる)ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた独自の助成金の創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施へ向け取り組むこと。

【回答】(子育て支援課)

公立認定こども園については、本市の定員適正化計画に基づき、今年度も引き続き、正規職員を新規採用いたします。また、会計年度任用職員（短期）については登録制で、年間を通じて随時登録を受け付けていますが近年登録者が少なくなっている状況です。年度途中での入所等により、保育士等の雇用が必要となった場合は、適宜ハローワークに求人を依頼しております。

私立認定こども園・保育園につきましては、定例の民間園長会で処遇改善等加算について制度説明を行い、申請していただいております。また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」により、保育士等の確保に努めております。

また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場として、毎月、定例で開催される民間園長会にて情報交換を行い、連携を図りながら、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。加えて保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

【回答】（子育て支援課）

「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育、延長保育については、量の見込みに対する提供体制は確保できているという状況ですが、子育て世帯を対象としたニーズ調査の結果を踏まえ、その他の多様なサービスへの対応及びシステム整備についても今後、検討してまいります。

また、市単独事業である「泉佐野市保育士就職支援補助金制度」を継続することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する保育士の確保について支援してまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

【回答】（子育て支援課）

企業主導型保育事業につきましては、現在、『従業員枠』で1カ所『地域枠』で1カ所、合計2カ所開設されております。

定期監査については、大阪府より権限移譲を受けた泉佐野市以南の市町村で組織する広域福祉課にて適正に実施され、監査結果については、概ね良好であると確認しており、定期監査を通じ、幼児教育・保育の充実に努めてまいります。認可施設への移行等につきましては、国・大阪府の動向に注視してまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」の推進に向け市における取り組みを強化すること。困窮家庭における相談窓口を一本化することにより必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間における相談体制を充実させるこ

と。さらには、行政手続きの簡素化をおこなうこと。また、NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として、地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、「子ども食堂」への支援を強力に行うこと。また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを行うこと。

【回答】(子育て支援課)

令和2年度から6年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しております。

また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。

「子ども食堂」については、コロナ禍の影響で利用児童が減少していますが、感染対策を取り入れながら、引き続き、子どもが安心して過ごすことのできるこどもの居場所を提供し、食事提供や学習支援等を実施してまいります。

また、市内のこども食堂の運営団体のネットワークを設置しており、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や寄附物品等の分配等の支援を通して、子どもの居場所づくりを今後も推進してまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、市民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】(子育て支援課、学校教育課)

児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発活動を行っております。令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用のうえ、啓発活動を牽引しオール大阪としての取組みに参画しております。

今年度は、ホームページやSNSを活用し、活動の様子や体罰防止の法定化について啓発を行い、新たに市内の全小中学校の児童生徒に児童相談所虐待ダイヤル189(いちはやく)啓発カードを配布し、虐待の未然防止に努めております。

また、相談業務を担う職員について、引き続き、採用補充を図るとともに現職職員は専門性を高める研修等の受講等を行い、家庭児童相談室の機能を強化するとともに、児童虐待及びヤングケアラー等の早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、様々な課題を抱えた子どもの背景には家庭の要因があり、関係機関と連携が必要な事例が増えています。また、いじめ、不登校、児童虐待等子どもを取り巻く問題の多様さや学校だけでは対応困難な事例も多く、子どもの健やかな成長を支えるには学校と地域の連携が重要であるとの認識のもと、本市では、スクールソーシャルワーカーを管内全5中学校区へ各1名配置し、府費配置人員と併せた6名の体制にて福祉の視点に立った支援を進めております。

<継続>

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

【回答】（健康推進課）

子どもの救急医療の体制整備については大阪府が主導しております。第7次大阪府医療計画において、救急医療は、主に入院が不要な軽症患者を診療する休日夜間急病診療所等の初期救急医療、入院治療を必要とする中等症・重症救急患者の医療を担当する二次救急医療、二次救急医療機関では対応できない重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する三次救急医療（救命救急センター）に分類し、整備することが責務であるとしています。また、小児救急医療では、休日夜間急病診療所等が平日夜間や休日における初期小児救急医療（歯科含む）を提供し、初期小児救急医療体制で対応できない救急患者等に対して、24時間365日体制で、二次・三次救急医療機関が小児救急医療を提供しております。

本市以南の3市3町におきましては救急医療を必要とする小児患者への医療の提供の現況を踏まえ、独自に泉州南部初期急病センターを設置・運営しており、木曜日や土曜日の夜間診療及び休日診療を担っている状況であり、今後も小児救急医療の推進に努めてまいります。

<新規>

(6) 自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

【回答】（地域共生推進課）

泉佐野市自殺対策推進計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、包括的な支援として自殺対策を行ってまいります。

自殺を未然に防ぐことを目的に、悩み等の相談のため、基幹型包括支援センターに専用相談窓口を設置するとともに、自殺対策に関連する研修会等を開催し、人材育成を図り、地域における自殺予防対策に関する意識を高めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策（8項目）

<継続>

(1) 指導體制を強化した教育の確保と資質向上について（★）

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、21年度から試験的に実施している事前任用を中学校等へも広げるなど、課題解決をはかるとともに、子どもの虐待や自死など課題が深刻化している状況をふまえ、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を早期に配置すること。

【回答】（教育総務課）

きめ細かな指導を充実させるため、平成28年度には小学校3・4年生を対象に、平成29年度からは小学校3・4・5・6年生を対象として市独自の予算で35人学級を実現するための講師の配置を実施しています。また令和2年度からは中学校において、小中連携・生徒指導機能充実の為に市独自の予算で各校1名位ずつの講師を配置しております。子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、国・府に対して新たな定数改善計画の策定を、引き続き要望してまいります。

平成30年10月から導入したICカード式のタイムレコーダーにより、教職員の勤務時間を客観的に

把握しております。令和 2 年度には「業務の適切な管理等に関する規則」を策定し施行しております。その中で在校等時間についての上限原則を定めており、引き続き時間外在校時間の縮減を推進したいと考えております。

教職員の欠員対策については府教育委員会との連携はもとより、各大学や OB・OG との連絡を密にとるなど様々な対応を行っていますが、講師不足の折、確実な確保に時間を要しているのが現実です。欠員解消に向けて引き続き努力を続けるとともに、大阪府に対して事前任用制度の継続や中学校への拡大、並びに確実な講師確保対策等の取組について引き続き要望してまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を国に対して求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。さらには、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

【回答】(学校教育課、まちの活性課)

令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、「給付型奨学金」を創設しました。この事業は、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校 3 年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。今後も、本事業の目的とする教育の機会均等及び人材育成の観点に基づき制度拡充に向け、先進事例などを研究し検討してまいりたいと存じます。

今年度も、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響のため、保護者の経済的負担軽減策として、「泉佐野市貸付型奨学金」において、①一括方式による貸付②返済期間の猶予、等の臨時対応を行っております。今後も、状況に応じ家庭の経済的支援を行ってまいります。

また、平成 29 年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところがございますが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求められると理解しています。一方で、地元企業に就職した場合に支援制度を創設するなど、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていないことから、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知をおこなうこと。

【回答】(人権推進課)

外国人差別解消を目的とした啓発冊子、人として生きる 43「だれもが幸せに暮らせるまち」を作成し、泉佐野市人権対策本部人権問題懇談会等の機会に市民への啓発活動に努めています。

また、市の広報 11 月号において「ヘイトスピーチゆるさへん! 『大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例』 啓発推進月間」について周知を行っております。

<継続>

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。合わせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」の推進を図ること。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市においても条例設置をめざすこと。

【回答】（人権推進課）

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別を解消する目的で、人権啓発冊子“人として生きる”のテーマとして「LGBTって知っていますか？」を作成して啓発に努めています。

また、講演等を通じ、当事者である講師からの貴重な体験談から市民の理解を広める機会を設けています。今後も広く市民への理解を図るため、様々な機会を通じ、啓発に努めてまいります。

そして、市独自の条例制定や「同性パートナーシップ制度」の導入については、他市町村の動向を注視しつつ、今後、部落差別撤廃人権擁護審議会及び男女共同参画審議会に諮り、委員の皆様からのご意見を参考にしながら検討してまいります。

<継続>

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないように企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

【回答】（人権推進課、まちの活性課）

部落差別解消推進法については、市の広報1月号及び市ホームページ、庁舎での懸垂幕の設置（12月）により周知を行っています。また、今年度は、あいあい講座において部落差別問題をテーマにした講座を開催しています。

今後も「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」、「泉佐野市人権教育推進計画」等に基づき、あらゆる差別撤廃に向けた施策を取り組んでまいります。

また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会と連携し、事業所の立場から就職の機会均等、あらゆる差別の解消に向けた研修会を開催するなど、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

<新規>

(4)財政状況の健全化について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、感染症対策の強化や感染拡大防止のための措置などによって、市の財政状況が住民サービスに影響を与えるような事態に陥っていないか財政状況を明らかにするとともに、大阪府に対して必要な財政支援を強力に求めること。

【回答】（行財政管理課）

新型コロナウイルス感染症対策については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や市基金の活用など、必要な財源を確保したうえで、ワクチン接種の推進やPCR検査センターの設置などの施策を実施しています。また、要請にございました、大阪府への要望につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、必要な施策を検討し、その財源確保に向け積極的に検討して

まいります。

<新規>

(5) 行政におけるデジタル化の推進について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって支援の迅速化が求められていることから、行政によるデジタル化の推進を強力に推し進める事により、手続きの簡素化や迅速化を図るデジタルセーフティネットの構築を目指すこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。さらには、行政が主催する会議体については、参集と併用してオンラインによる参加を可能とする体制を整備すること。

【回答】(政策推進課、総務課)

令和2年12月25日に国において、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、めざすべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりがニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

それを実現していくために、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、国の支援策等を取りまとめた自治体DX推進計画が策定されました。

この計画では、地方自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

本市では、国の動向に注視しながら、行政手続きのオンライン化や「書かない」「待たない」「行かない」窓口の実現、今後のさまざまな支援のプッシュ型通知の実現に向けて、現行のシステム調査や業務の全体最適化、併せて高齢者向けスマホ教室等のデジタルデバインド(情報格差)対策に関する取り組みなど、デジタル社会構築に向けた取組みを計画的に進めてまいります。

<継続>

(6) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所(期日前投票も含む)を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

【回答】(選挙管理委員会事務局)

市内35か所の投票所については、投票者の利便性と投票率の向上を考慮して、町会館、公民館、学校施設等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内と頻繁に人の往来がある南海泉佐野駅付近施設の2か所に期日前投票所を設置しております。

共通投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所設置に伴う公募については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。

記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙にのみ認められていますが、点字投票、期日前投票及び不在者投票を除くとされており。記号式投票制度については、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、より良い仕組みを検討されるよう、全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策 (6項目)

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

食品ロス削減にむけて「大阪府食品ロス削減推進計画」を広く市民へ周知いただくとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

【回答】(環境衛生課)

事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、食品リサイクル法に基づく取り組みや、その他市として取りうる手段・方法について検討してまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

【回答】(地域共生推進課)

大阪いずみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。

また、昨年7月に泉佐野市社会福祉協議会に委託しております基幹型包括支援センターにおいて、「いずみさの食料等支援ネットワーク」を立ち上げ、食べ物に困っている人や生活に困窮した相談者に対して食料や衣料品の支援を行う地域の団体に対しまして、食料等の提供を行っております。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム (カスタマーハラスメント) 対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム (カスタマーハラスメント) の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

【回答】(まちの活性課)

消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

【回答】(自治振興課)

特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発チラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを行っております。さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオル工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。

また、平成 29 年に迷惑電話防止装置 300 台を購入し、65 歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。

<新規>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」が進むよう取り組むこと。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

【回答】(環境衛生課)

昨年、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行ったことを踏まえ、現在ロードマップの策定に向けた検討を行っており、産業界とも取組状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。

<新規>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

【回答】(環境衛生課)

再生可能エネルギーについては、すでに一般家庭向けに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置に係る補助金制度を設けており、引き続き継続してまいります。

また、ロードマップを策定することにより、地域に適した再生可能エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（11 項目）

<継続>

(1)交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

【回答】（都市計画課）

バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。

本市におきましても、これらの観点から平成 20 年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。

具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対しての補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。

本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅となりますが、現時点でバリアフリー化の目は立っておらず、今後、JR 西日本から要望があれば、積極的に対応して参りたいと考えております。

また、「誰もが分け隔てられることない共生社会の実現」のために「心のバリアフリー」の推進にも努めてまいりたいと考えております。

なお、設置後の維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。

<継続>

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

【回答】（都市計画課）

ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。

また、平成 28 年 12 月に国土交通省が「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめを行い、その中で 1 日当たり 10 万人以上の利用者の駅を優先的に整備するものとされておりますので、本市においては該当する駅はありませんが、将来的に鉄道事業者から要望があれば、その対応を検討したいと考えております。

<継続>

(3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通学中の児童や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスも行う事。

【回答】(子育て支援課)

未就学児の集団移動経路(散歩の道等)の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け検討してまいります。

<継続>

(4) 防災・減災対策の充実・徹底について(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと

【回答】(危機管理課)

11月の第1週の日曜日を「市民防災の日」とし、平成28年度より毎年この日に合わせて、市域全体を対象に「大防災訓練」を実施し、防災対策の啓発を行っております。この訓練では、市民一人ひとりが身を守る行動をするシェイクアウト訓練、地域の各自主防災組織が中心となって市が全戸配布した安否確認タオルを掲示する安否確認訓練及び避難訓練なども行っています。今後も、こうした訓練を通じて、ハザードマップなどを活用しながら、住民の皆さまと避難場所や防災用品について確認してまいりますとともに、地域防災の中核となる自主防災組織については、その活動への積極的な支援を通じて、地域全体の自助・共助意識の涵養を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、災害の発生が予想される場合には、気象庁や大阪府の関係機関などと緊密に連携し、随時、気象災害情報を収集しつつ、必要な場合は、防災行政無線、広報車、市のホームページ、登録制メール、LINE等を活用し、すみやかに市民の皆さまに正確な情報を周知できるよう努めてまいります。

医療提供体制につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても適切に実施されるよう大阪府に要望してまいります。

災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約3,100人の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。

市ホームページにつきましては、防災情報をトップページに掲載し、すぐに情報がみられるような工夫を行うなど、見やすくわかりやすい情報提供となるよう引き続き取り組んでまいります。なお令和

3年6月からWEB版ハザードマップの運用を開始し、インターネット環境のあるところでは、いつでも最新情報を確認できるようにしております。

避難所については、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、これまでの方法について全般的な見直しを行い、避難所における感染予防対策マニュアルを作成するとともに、対策に必要なパーテーション、簡易ベッド、マスク、手指消毒液などの物品の備蓄を進めております。また、新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種者にあってもブレイクスルー感染と呼ばれる感染事例が発生しているほか、新たな変異株の発生により、今後、どのような状況になっていくのか予測が難しいところですが、基本的な感染予防対策の徹底を図りつつ、新型コロナウイルス感染症に限らず、他の危険な感染症全般に対しても適切に対処できるよう万全を期してまいります。

<継続>

(5)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

【回答】(危機管理課)

令和元年7月に地域防災計画を改訂し、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。

さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携を図れるよう努めてまいります。

(6)集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

【回答】(危機管理課)

災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。

自然災害の激甚化にともない、令和2年、想定しうる最大規模の高潮浸水想定、見出川、樫井川の洪水浸水想定が公表されました。そこで、令和3年度に、この新たな想定を反映したWEB版ハザードマッ

ブを整備し、令和4年度には、地域防災計画及び避難計画を改訂し、浸水想定区域の住民を対象にしたコミュニティタイムラインを作成するほか、紙版ハザードマップを全戸配布する予定であり、こうした事業を通じて、市民と連携した防災、避難体制の確保に努めてまいります。

<継続>

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

【回答】(危機管理課)

地震が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると歩道の混乱による将棋倒しの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、大規模地震発生や大型台風接近時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による市内の混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員がむやみに移動を開始しないようお願いしてまいります。

また、コロナ禍に他の災害が重なって発生するような複合災害では、被災した市民に不安を与えないように避難所等における感染対策が極めて重要になります。指定避難所だけでなくホテルや旅館などを利用して、できる限り多くの避難所を確保することで三密を回避するほか、保健所や医療機関などの関係機関と緊密に連携しつつ、感染症対策用の備蓄品を効果的に活用しながら感染防止に万全を期してまいります。

(7)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

<新規>

①鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化について

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び市町村が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

【回答】(危機管理課)

本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。

これを踏まえ、令和3年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。

そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかり反映させていくとともに、災害時には迅速に復旧作業にあたることのできるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。

<継続>

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマー

ハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

【回答】（自治振興課）

泉佐野市内の駅構内及び公共交通機関での暴力行為につきましては、低い水準であると聞いており、本市では、平成 27 年度に犯罪発生率の高い駅周辺において防犯カメラを設置し、さらに、平成 30 年度・令和元年度に防犯カメラを増設するなどの防犯対策を講じております。今後、公共交通機関での暴力行為などが発生した場合は、市の広報などを通じた啓発活動を検討してまいりたいと考えております。

<継続>

(9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、シェアリングエコノミーや移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

【回答】（道路公園課、地域共生推進課）

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成 13 年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、年間 18 万人以上の方にご利用をいただいております。

また、山間部の路線バス運行のみの区域にお住いの 65 歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助券を交付し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しております。

また、平成 26 年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しております。移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を継続してまいります。

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの 3 つの基本姿勢となっております。「生活の質（QoL）の向上」、「民間との協業」、「社会実装」につきまして、これらの市事業施策により、交通弱者への支援等より良い効果が生じております。今後も、すべての人々が健康で豊かに生活できる社会の実現に向け、支援を継続してまいります。

<継続>

(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

【回答】（経営総務課）

持続可能な水道事業の実現のため、専門人材の確保・育成等につきましては、今後における重要な課題であると考えておりますので、引き続き水道事業体の労働環境改善に努めてまいります。

水道の基盤強化のための新たな施策の検討事項につきましては、広く市民に周知してまいります。

また、現状におきましては、民間事業者にコンセッションを設定する予定はありませんが、その場合においても料金改定等をはじめとした重要事項については、幅広く議論を行ってまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策（12項目）

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について（★）

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐えうる医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化するよう大阪府へ求めること。

【回答】（健康推進課）

医療提供体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。

【回答】（健康推進課）

感染者受入れ体制の強化につきましては、都道府県において体制の整備が図られております。本市といたしましても、適切に実施されるよう大阪府に要望しております。

また、労働安全衛生法に基づき、従業員の安全確保に努めるよう労働講座等にて周知を図ってまいります。

<継続>

③ PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実に行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。

【回答】（健康推進課）

PCR検査の拡充など検査体制につきましては、都道府県の主導により実施されており、大阪府において府民が希望すれば受けられる体制が整えられているところでございます。

本市におきましても国庫補助を活用し、令和3年2月から高齢者等を対象にPCR検査を実施するとともに、希望する市民に対しては令和3年7月から検査を受けられる体制を整えたところでございます。

<新規>

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

【回答】(まちの活性課、健康推進課)

感染対策のための物資の購入等については、既に大阪府や国が実施しており、事業者への周知をより行ってまいります。また、時差出勤やテレワーク実施の指針につきましても、国が既に指針を示していることから当市としても、その指針を事業者にも周知してまいります。

また、これまで、妊婦を対象にマスクの配布を実施し、その後も新たに妊娠届を出された方には、子育て支援包括支援センター等にてマスク配布を引き続き実施しております。その他各種支援につきましては、スケールメリットをふまえ、国や都道府県での検討・実施が適切かと思われまますので、要望を行っております。

<新規>

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。

【回答】(危機管理課、健康推進課)

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合、その効果を最大限に発揮するためには、感染拡大防止のために求められる意識と行動をいかに市民に正しく伝えて理解を得られるかにかかっています。そのため、公的機関の提供する正確な情報を随時入手するよう心掛け、ホームページ、防災行政無線、登録制メール、市報のほか、TwitterやLINE等を活用して、できるだけ広く市民に迅速かつ正確な情報の提供に努めてまいります。

また、感染の拡大期は、市民の不安が過剰に強まり、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別を惹起する例も散見されておりますので、引き続き冷静な行動を促すように努めてまいります。

⑥ワクチン接種体制の強化について

ワクチン接種が迅速かつ計画的に確実に行われるよう、必要な支援を大阪府へ求めるとともに、国に対して計画通りのワクチン供給ができるよう連携を強化すること。また、副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

【回答】(健康推進課)

令和3年春から実施してまいりました初回(1・2回目)接種におきましては、迅速かつ計画的に行うことができ、接種を希望する高齢者は7月末、一般の方は10月末までに実施することができました。

引き続き、国、府と連携し、追加(3回目)接種を実施するとともに、確実な情報の提供を行ってまいります。

<新規>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健センターに求められる役割は多岐に渡り、職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。

【回答】(健康推進課)

これまでも保健所機能の強化は、大阪府へ要望しており、引き続き行ってまいります。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言やSNSを利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

【回答】(人権推進課、まちの活性課)

コロナ禍のなか医療従事者をはじめ国民生活を支えているエッセンシャルワーカー及びその家族に対する差別が生じることがないように、市の広報7月号において、令和3年2月3日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項に、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の防止に係る国及び地方公共団体の責務(相談支援や啓発など)が定められたことを周知しました。

今後もあらゆる機会を捉え新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いが起こらないように啓発活動に取り組んでまいります。

また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所に対し、新型コロナウイルス感染症に関する不当な扱い、差別を行わないよう周知してまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<新規>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

【回答】(まちの活性課)

雇用調整助成金等については、国の制度であることから、新型コロナウイルス感染症による影響を注視しながら、必要に応じて今後も継続していくよう求めてまいります。

<新規>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

【回答】(まちの活性課)

国や大阪府等様々な機関が、支援制度を行っている中で、適切な支援制度を迅速に案内できるように努めてまいります。また、どのような制度があるのか事業者への情報発信を行っていきます。

<新規>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない支援制度の活用促進へ向け取り組むこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

【回答】(子育て支援課、地域共生推進課)

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て家庭で、児童手当を受給している家庭を対象に児童1人当たり1万円を支給する国施策の「子育て世帯への臨時特別給付金」の上乗せ・横出しとして、0歳から18歳までの児童のいる世帯に対し、市独自の支援策として児童1人当たり1万円を支給する「いずみさの子育て応援給付金事業」を実施いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、妊娠期間を経て出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援するため、市独自の施策として昨年度と同様に、新生児1人あたり10万円の臨時特別給付金を支給する「いずみさの新生児臨時特別給付金事業」を実施いたしました。

ひとり親家庭には、引き続き、児童扶養手当制度やひとり親家庭医療費助成制度の経済的支援を行い生活の安定を促進し、就労に結びつきやすい資格を取得するための高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の周知を図り、制度の活用を促進してまいります。

また、母子・父子自立支援員を相談窓口として、シングルマザーをはじめとするひとり親家庭の支援に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住まいを始めとした支援を必要とする方からの相談が多数寄せられており、5つの中学校圏域に設置した地域型包括支援センターを中心に、お困りの方の相談を確実に受け止める体制を整備しております。また、住居確保給付金の申請書類等を市ホームページに掲載し、申請書をダウンロードできるようにするなど、同制度の活用促進に取り組んでおります。

引き続き、複雑な手続きが原因で制度利用を妨げることをないように、可能な限り手続きの簡素化に努めてまいります。

<新規>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、

企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

【回答】(まちの活性課)

当市においては、空港があることから、観光業や飲食業等様々な事業者がおり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、今後も新たな支援制度を国に対して求めてまいります。

8. 大阪南地域協議会独自要請 (3項目)

(1) 国庫補助金が打ち切られた後の各自治体における財政状況について

コロナ禍における低迷業種へのコロナ収束後の経済支援について、新型コロナに伴う国庫補助金が打ち切られた後の各自治体の考え方について回答いただきたい。

併せて各自治体における財政状況について、連合大阪南地域協議会「首長との政策懇談会」において報告をいただいたが、今後の展望を示されたい。

【回答】(行財政管理課)

新型コロナウイルス感染症については、感染が再度拡大し、その収束の見通しが立たない状況であることから、アフターコロナについては、感染症の状況に注視しながら、必要な施策について検討を重ねてまいります。また、財政状況の今後の展望につきましては、感染症や経済危機などにも強い自律的な行財政運営に向け、機動的な対応が可能となるよう、持続可能な財政基盤を確立していくため、遊休財産の積極的な売却、ふるさと応援寄附やネーミングライツ等の税外収入の確保に加え、新たな財源の創出に努め、併せて、地方創生による地域経済活性化に伴う税収増も図ってまいります。

(2) 若年女性(子育て世代)の減少(流出)に対する各自治体の政策について

大阪南地域管内の各自治体において、これまでも積極的に人口減少対策を講じられていると思われるが、とりわけ、若年女性(子育て世代)の減少(流出)が見受けられる。今後の展望(人口減少に歯止めをかけなければ自治体の存亡危機に関わるという認識)をどのように考えておられるか伺いたい。

また、現在の具体的政策として下記の各制度について、実施状況を伺いたい。

① 妊産婦への助成制度 ② 子育て支援制度 ③ 子ども医療助成制度 ④ 定住促進制度

更に、男性育児支援策について、啓蒙活動、相談コーナー設置等についても、実施状況を伺いたい。

【回答】(政策推進課)

本市の人口減少は、自然減による要因が大きく作用していることから、安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備が求められます。出産や育児に係る家庭の経済的負担の軽減に加え、若い世代のニーズに対応した切れ目のない支援の充実を図るなど、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目指してまいります。

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりについては、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安を軽減するための相談体制の充実を図るなど、各ライフステージにおいて切れ目のない支援に努めてまいります。

また出産・育児に対する支援を充実するとともに、ゆとりのある子育てが行える取り組みを推進し、子育て世帯の経済的・身体的・精神的負担や不安の軽減を図ってまいります。

各実施状況

① 妊産婦への助成制度

【回答】(健康推進課)

妊娠期におきましては、安全・安心な妊娠・出産につなげるために、身近な日常生活圏域にある全世

代型地域包括支援センターでの妊娠届出時の各種事業の情報提供や、妊婦全員への面接及び各種相談・実情把握を行い、必要時には関係機関とともに支援に努めております。

また、歯科健康診査や多胎妊娠時の妊婦健診の拡充を含め妊産婦健診補助での高水準の公費負担を維持するとともに、国の制度拡充をふまえ、引き続き不妊症・不育症治療の支援を実施し、子どもを産みやすい環境づくりを進めております。

産後ケアにつきましては、母子保健法の改正をふまえた対象者の拡充を図り、支援が必要な産婦へのデイサービスや宿泊型の産後ケア事業を推進するため、さらなる周知に努めるなど、産婦と子どものサポートを図り、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めております。

②子育て支援制度、③子ども医療助成制度及び男性育児支援策

【回答】(子育て支援課)

平成 28 年度から少子化対策の取り組みを加速度的に進めておりますが、その基本的な考え方を「妊娠期から子育て期にわたる息の長い支援」、「結婚を希望する若い世代の支援」として、庁内関係課の連携により種々の事業を展開しており、産前産後の健診や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等をはじめ、児童手当や子ども医療費助成制度等による経済的負担の軽減、地域子育て支援センターを拠点とした子育て支援サービスの提供、また、令和元年度からスタートした幼児教育・保育の無償化にあわせて、本市独自の事業として、給食費の無償化も先行して実施したところであります。

また、少子化の大きな課題は、少子化対策の入り口である男女の出会い、そして結婚であり、男女が結婚しやすい環境をつくるのが前提にあることから、本市では、結婚を希望する独身の方を対象とした結婚支援として「出会いの機会創出事業」や新婚カップルに対する住居費等を補助する「結婚新生活支援事業」を実施しています。

本市における少子化対策を推進していくためには、これらの事業をはじめとして、全庁的に取り組んでいく必要があり、事業を通じて、若い世代の方々が、結婚してどこに住み、どこで子どもを育てていくかを考える時に、本市を積極的に選択していただけるよう、今後も少子化対策に取り組んでまいります。

子育て支援制度につきましては、「いずみさの子ども未来総合計画」に基づき、子どもや子育てに関する施策を総合的、かつ計画的に推進しております。

地域における子育て支援については、地域子育て支援センター及び分館を拠点とした子育て支援サービスの充実、教育・保育につきましては、市独自施策である私立幼稚園保護者負担軽減補助金の支給や給食費の無償化の実施、また、今年度より小規模保育事業を認可し、待機児童が発生しないよう定員確保に努めてまいります。あわせて、市独自施策として保育士就職支援補助金の支給及び私立園永年勤続者表彰制度を実施し、保育教諭等の確保に努めてまいります。

子ども医療助成制度につきましては、全国的な子ども医療費助成制度の拡大の動向や昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的に子育て世帯に大きな影響を及ぼしていることも鑑み、対象年齢の引き上げについては、令和 4 年 10 月から子ども医療費の助成対象児童を 18 歳年度末まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてまいります。

④定住促進制度

【回答】(都市計画課)

①住宅総合助成事業

個人が、泉佐野市内で住宅を建て替える場合や、新築住宅を購入する場合、また、「泉佐野市空き家バンク」に登録された中古住宅を購入または賃借する場合に、町会・自治会加入を条件として、泉佐野ポイントカード(さのぼ)に地域ポイントで付与。

250,000 ポイント（空き家バンク登録中古住宅を賃借する場合 100,000 ポイント）

【申請件数】

平成 27 年度：104 件 平成 30 年度：301 件

平成 28 年度：201 件 令和 01 年度：293 件

平成 29 年度：237 件 令和 02 年度：178 件

②住宅リフォーム助成事業

助成対象者が所有し、居住またはこれから居住しようとする住宅（賃貸住宅は除く）で、申請日において、10 年以上居住している住宅、又は申請日において、築 5 年以上であり、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証が交付された住宅の場合に、市税について滞納がなく、住宅リフォーム工事について泉佐野市内の施工業者を利用する方を対象に、住宅リフォーム工事に要した補助対象工事費用の 10%（最大 10 万円）の補助金を交付。

【申請件数】

平成 28 年度：96 件 令和 01 年度：110 件

平成 29 年度：97 件 令和 02 年度：156 件

平成 30 年度：99 件

③空き家バンク制度

本市への定住を促進し、併せて空き家の増加を抑制する為、定住希望者に対して、空き家の情報を提供する制度

【登録件数】

平成 27 年度：28 件 平成 30 年度：22 件

平成 28 年度：17 件 令和 01 年度：16 件

平成 29 年度：20 件 令和 02 年度：20 件

(3) ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について

ゴミ収集（ゴミ袋）料金の負担について、各自治体において様々な取り組みがなされているが、料金の値下げ等の努力をされているか、回答いただきたい。

また、大阪市等で実施している「ふれあい収集」（ゴミ出しが出来ない高齢者・障がい者などへの支援策）等、サービスの拡充がなされているのか伺いたい。

【回答】（環境衛生課）

ゴミ袋を有料で購入いただき、ごみ処理費用の一部負担をしていただくことにより、ごみの分別意識の向上、排出抑制に繋がっており、値下げによりその効果の低下が懸念されますので、料金値下げに関しては慎重な議論が必要と考えます。

また、高齢者や障がい者などのごみ出し困難な世帯を対象に、平成 24 年度より「ふれ愛収集」として、可燃ごみ及び資源ごみの玄関先での戸別収集を行っております。今後も更なる高齢化社会への対策として一層のサービスの充実を検討してまいります。

9. 泉南地区協議会独自要請（2 項目）

< 継続 >

(1) 災害時の緊急情報システムの整備について < 継続 >

最近日本各地で地震が頻繁に発生しており、地域住民及び地域企業への啓発、特に津波の被害が想定される臨海地域への啓発及び緊急情報システムの構築が急務である。

また、市民防災の日と位置づけた「大防災訓練」での課題点の改善、災害時の緊急放送の改善及び天候などによる聞き取りにくくなることへの対応策等整備やSNSを活用した情報発信等住民へのPRに努めること。

【回答】(危機管理課)

津波被害が想定される区域の住民や企業への、啓発の取組を継続して行ってまいります。

大防災訓練の課題としましては、各自主防災組織が地域のニーズに応じた、様々な訓練内容の提案を行ってまいります。

防災行政無線の音声放送が聞き取りにくいなどの課題については、自動電話応答システム、ファクシミリ、ツイッター、登録メール、地元ケーブルテレビ局の防災情報サービスなど、メディアとの連携と様々なツールを活用してまいります。

(2) 夜間照明(防犯灯)の整備について <継続>

夜間避難の際、重要な役割を果たす夜間照明(防犯灯)の整備状況を明らかにするとともに、未整備となっている地区の今後の整備計画を明らかにされたい。

【回答】(自治振興課)

本市では、市内82町会が実施するLED防犯灯設置事業に対し補助金を交付しており、町会内における防犯安全対策に寄与しています。また事業実施により町会活動として住みよいまちづくりを推進するのに効果が出ております。

令和3年度の町会が管理している防犯灯は8,665灯で、LED化率は令和3年9月時点で72.5%となっております。

今後におきましても、町会・自治会が自ら行う整備を、要望に応じて支援してまいります。